

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 88 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 87 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 3 月  
② 平成 10 年 3 月

私は、国民年金の大事さが分かっていて、40 年間真面目に国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、1 か月と短期間であり、オンライン記録によれば、申立期間前後の国民年金保険料は現年度納付されていることが確認できる。

また、申立人は、20 歳になった昭和 45 年\*月から、申立期間①及び②を除き 60 歳に至るまで国民年金保険料を納付している上、申立期間①の前後において、申立人の住所及び職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見当たらない。

一方、申立期間②については、オンライン記録において、申立期間②に係る国民年金保険料の過年度納付書が平成 12 年 2 月 14 日に作成されており、この時点で、申立期間②に係る保険料に未納があったことが確認できる。

また、申立期間②は基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降の期間である上、国民年金保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録の過誤は考え難い。

さらに、申立人は、申立期間②に係る保険料の納付について、具体的なことを憶えていないことから、納付状況について不明である上、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は32万2,000円、申立期間②は29万2,000円、申立期間③は4万5,000円、申立期間④は3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月1日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は33万円、申立期間②は30万円、申立期間③は45万円、申立期間④は33万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は32万2,000円、申立期間②は29万2,000円、申立期間③は4万5,000円、申立期間④は3万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は32万2,000円、申立期間②は29万2,000円、申立期間③は4万5,000円、申立期間④は3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は24万3,000円、申立期間②は26万3,000円、申立期間③は3万9,000円、申立期間④は2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月1日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は25万円、申立期間②は27万円、申立期間③は39万5,000円、申立期間④は26万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は24万3,000円、申立期間②は26万3,000円、申立期間③は3万9,000円、申立期間④は2万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は24万3,000円、申立期間②は26万3,000円、申立期間③は3万9,000円、申立期間④は2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は48万7,000円、申立期間②は29万2,000円、申立期間③は4万5,000円、申立期間④は6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月1日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は50万円、申立期間②は30万円、申立期間③は45万円、申立期間④は60万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は48万7,000円、申立期間②は29万2,000円、申立期間③は4万5,000円、申立期間④は6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は48万7,000円、申立期間②は29万2,000円、申立期間③は4万5,000円、申立期間④は6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は24万3,000円、申立期間②は25万3,000円、申立期間③は3万9,000円、申立期間④は2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月1日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は25万円、申立期間②は26万円、申立期間③は39万5,000円、申立期間④は26万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は24万3,000円、申立期間②は25万3,000円、申立期間③は3万9,000円、申立期間④は2万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は24万3,000円、申立期間②は25万3,000円、申立期間③は3万9,000円、申立期間④は2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は23万4,000円、申立期間②は23万4,000円、申立期間③は3万7,000円、申立期間④は2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月1日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は24万円、申立期間②は24万円、申立期間③は37万5,000円、申立期間④は26万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は23万4,000円、申立期間②は23万4,000円、申立期間③は3万7,000円、申立期間④は2万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は23万4,000円、申立期間②は23万4,000円、申立期間③は3万7,000円、申立期間④は2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は32万2,000円、申立期間②は26万3,000円、申立期間③は3万8,000円、申立期間④は2万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月1日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は33万円、申立期間②は27万円、申立期間③は38万円、申立期間④は23万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は32万2,000円、申立期間②は26万3,000円、申立期間③は3万8,000円、申立期間④は2万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は32万2,000円、申立期間②は26万3,000円、申立期間③は3万8,000円、申立期間④は2万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は19万5,000円、申立期間②は19万5,000円、申立期間③は3万1,000円、申立期間④は2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月1日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は20万円、申立期間②は20万円、申立期間③は31万円、申立期間④は20万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は19万5,000円、申立期間②は19万5,000円、申立期間③は3万1,000円、申立期間④は2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は19万5,000円、申立期間②は19万5,000円、申立期間③は3万1,000円、申立期間④は2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は19万5,000円、申立期間②は19万5,000円、申立期間③は2万9,000円、申立期間④は2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月1日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は20万円、申立期間②は20万円、申立期間③は29万円、申立期間④は20万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は19万5,000円、申立期間②は19万5,000円、申立期間③は2万9,000円、申立期間④は2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は19万5,000円、申立期間②は19万5,000円、申立期間③は2万9,000円、申立期間④は2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は23万4,000円、申立期間②は24万3,000円、申立期間③は3万7,000円、申立期間④は2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月1日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は24万円、申立期間②は25万円、申立期間③は37万5,000円、申立期間④は26万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は23万4,000円、申立期間②は24万3,000円、申立期間③は3万7,000円、申立期間④は2万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は23万4,000円、申立期間②は24万3,000円、申立期間③は3万7,000円、申立期間④は2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は22万4,000円、申立期間②は22万4,000円、申立期間③は3万円、申立期間④は2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月1日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は23万円、申立期間②は23万円、申立期間③は30万円、申立期間④は24万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は22万4,000円、申立期間②は22万4,000円、申立期間③は3万円、申立期間④は2万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は22万4,000円、申立期間②は22万4,000円、申立期間③は3万円、申立期間④は2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は24万3,000円、申立期間②は24万3,000円、申立期間③は3万5,000円、申立期間④は2万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月1日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は25万円、申立期間②は25万円、申立期間③は35万円、申立期間④は25万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は24万3,000円、申立期間②は24万3,000円、申立期間③は3万5,000円、申立期間④は2万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は24万3,000円、申立期間②は24万3,000円、申立期間③は3万5,000円、申立期間④は2万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は22万4,000円、申立期間②は23万4,000円、申立期間③は3万円、申立期間④は2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月1日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は23万円、申立期間②は24万円、申立期間③は30万円、申立期間④は24万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は22万4,000円、申立期間②は23万4,000円、申立期間③は3万円、申立期間④は2万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は22万4,000円、申立期間②は23万4,000円、申立期間③は3万円、申立期間④は2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は19万5,000円、申立期間②は18万5,000円、申立期間③は2万7,000円、申立期間④は1万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月1日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は20万円、申立期間②は19万円、申立期間③は27万円、申立期間④は19万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は19万5,000円、申立期間②は18万5,000円、申立期間③は2万7,000円、申立期間④は1万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は19万5,000円、申立期間②は18万5,000円、申立期間③は2万7,000円、申立期間④は1万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は22万4,000円、申立期間②は23万4,000円、申立期間③は3万5,000円、申立期間④は2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月1日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は23万円、申立期間②は24万円、申立期間③は35万円、申立期間④は26万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は22万4,000円、申立期間②は23万4,000円、申立期間③は3万5,000円、申立期間④は2万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は22万4,000円、申立期間②は23万4,000円、申立期間③は3万5,000円、申立期間④は2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は22万4,000円、申立期間②は22万4,000円、申立期間③は3万円、申立期間④は2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月4日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は23万円、申立期間②は23万円、申立期間③は30万円、申立期間④は24万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は22万4,000円、申立期間②は22万4,000円、申立期間③は3万円、申立期間④は2万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は22万4,000円、申立期間②は22万4,000円、申立期間③は3万円、申立期間④は2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は19万5,000円、申立期間②は18万5,000円、申立期間③は2万7,000円、申立期間④は2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月4日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は20万円、申立期間②は19万円、申立期間③は27万円、申立期間④は20万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は19万5,000円、申立期間②は18万5,000円、申立期間③は2万7,000円、申立期間④は2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は19万5,000円、申立期間②は18万5,000円、申立期間③は2万7,000円、申立期間④は2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は24万3,000円、申立期間②は23万4,000円、申立期間③は3万2,000円、申立期間④は2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月4日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は25万円、申立期間②は24万円、申立期間③は32万円、申立期間④は28万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は24万3,000円、申立期間②は23万4,000円、申立期間③は3万2,000円、申立期間④は2万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は24万3,000円、申立期間②は23万4,000円、申立期間③は3万2,000円、申立期間④は2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は26万3,000円、申立期間②は22万4,000円、申立期間③は3万4,000円、申立期間④は2万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月4日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は27万円、申立期間②は23万円、申立期間③は34万円、申立期間④は27万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は26万3,000円、申立期間②は22万4,000円、申立期間③は3万4,000円、申立期間④は2万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は26万3,000円、申立期間②は22万4,000円、申立期間③は3万4,000円、申立期間④は2万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は25万3,000円、申立期間②は22万4,000円、申立期間③は3万5,000円、申立期間④は3万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月4日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は26万円、申立期間②は23万円、申立期間③は35万円、申立期間④は31万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は 25 万 3,000 円、申立期間②は 22 万 4,000 円、申立期間③は 3 万 5,000 円、申立期間④は 3 万 1,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 25 万 3,000 円、申立期間②は 22 万 4,000 円、申立期間③は 3 万 5,000 円、申立期間④は 3 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は21万4,000円、申立期間②は19万5,000円、申立期間③は2万9,000円、申立期間④は2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月4日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は22万円、申立期間②は20万円、申立期間③は29万円、申立期間④は22万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は21万4,000円、申立期間②は19万5,000円、申立期間③は2万9,000円、申立期間④は2万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は21万4,000円、申立期間②は19万5,000円、申立期間③は2万9,000円、申立期間④は2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は24万3,000円、申立期間②は19万5,000円、申立期間③は3万2,000円、申立期間④は2万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月4日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は25万円、申立期間②は20万円、申立期間③は32万円、申立期間④は25万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は24万3,000円、申立期間②は19万5,000円、申立期間③は3万2,000円、申立期間④は2万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は24万3,000円、申立期間②は19万5,000円、申立期間③は3万2,000円、申立期間④は2万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は24万3,000円、申立期間②は19万5,000円、申立期間③は3万2,000円、申立期間④は2万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月4日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は25万円、申立期間②は20万円、申立期間③は32万円、申立期間④は25万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は24万3,000円、申立期間②は19万5,000円、申立期間③は3万2,000円、申立期間④は2万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は24万3,000円、申立期間②は19万5,000円、申立期間③は3万2,000円、申立期間④は2万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は30万2,000円、申立期間②は26万3,000円、申立期間③は2万8,000円、申立期間④は3万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月4日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は31万円、申立期間②は27万円、申立期間③は28万円、申立期間④は34万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は30万2,000円、申立期間②は26万3,000円、申立期間③は2万8,000円、申立期間④は3万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は30万2,000円、申立期間②は26万3,000円、申立期間③は2万8,000円、申立期間④は3万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は34万1,000円、申立期間②は24万3,000円、申立期間③は4万円、申立期間④は4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月5日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は35万円、申立期間②は25万円、申立期間③は40万円、申立期間④は45万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は34万1,000円、申立期間②は24万3,000円、申立期間③は4万円、申立期間④は4万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は34万1,000円、申立期間②は24万3,000円、申立期間③は4万円、申立期間④は4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は19万5,000円、申立期間②は18万5,000円、申立期間③は2万7,000円、申立期間④は2万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月5日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は20万円、申立期間②は19万円、申立期間③は27万円、申立期間④は21万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は19万5,000円、申立期間②は18万5,000円、申立期間③は2万7,000円、申立期間④は2万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は19万5,000円、申立期間②は18万5,000円、申立期間③は2万7,000円、申立期間④は2万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は22万4,000円、申立期間②は19万5,000円、申立期間③は3万1,000円、申立期間④は2万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月5日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は23万円、申立期間②は20万円、申立期間③は31万円、申立期間④は23万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は22万4,000円、申立期間②は19万5,000円、申立期間③は3万1,000円、申立期間④は2万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は22万4,000円、申立期間②は19万5,000円、申立期間③は3万1,000円、申立期間④は2万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は25万3,000円、申立期間②は23万4,000円、申立期間③は3万1,000円、申立期間④は3万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月5日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は26万円、申立期間②は24万円、申立期間③は31万5,000円、申立期間④は31万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は25万3,000円、申立期間②は23万4,000円、申立期間③は3万1,000円、申立期間④は3万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は25万3,000円、申立期間②は23万4,000円、申立期間③は3万1,000円、申立期間④は3万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は22万4,000円、申立期間②は20万4,000円、申立期間③は3万円、申立期間④は2万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月5日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は23万円、申立期間②は21万円、申立期間③は30万円、申立期間④は23万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は22万4,000円、申立期間②は20万4,000円、申立期間③は3万円、申立期間④は2万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は22万4,000円、申立期間②は20万4,000円、申立期間③は3万円、申立期間④は2万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は34万1,000円、申立期間②は24万3,000円、申立期間③は4万2,000円、申立期間④は3万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月5日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は35万円、申立期間②は25万円、申立期間③は42万5,000円、申立期間④は31万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は34万1,000円、申立期間②は24万3,000円、申立期間③は4万2,000円、申立期間④は3万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は34万1,000円、申立期間②は24万3,000円、申立期間③は4万2,000円、申立期間④は3万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は22万4,000円、申立期間②は18万5,000円、申立期間③は2万7,000円、申立期間④は2万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月5日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は23万円、申立期間②は19万円、申立期間③は27万円、申立期間④は23万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は22万4,000円、申立期間②は18万5,000円、申立期間③は2万7,000円、申立期間④は2万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は22万4,000円、申立期間②は18万5,000円、申立期間③は2万7,000円、申立期間④は2万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は40万9,000円、申立期間②は29万2,000円、申立期間③は3万6,000円、申立期間④は4万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月5日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は42万円、申立期間②は30万円、申立期間③は36万5,000円、申立期間④は47万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は40万9,000円、申立期間②は29万2,000円、申立期間③は3万6,000円、申立期間④は4万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は40万9,000円、申立期間②は29万2,000円、申立期間③は3万6,000円、申立期間④は4万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は25万3,000円、申立期間②は24万3,000円、申立期間③は3万1,000円、申立期間④は3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月5日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は26万円、申立期間②は25万円、申立期間③は31万円、申立期間④は30万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は25万3,000円、申立期間②は24万3,000円、申立期間③は3万1,000円、申立期間④は3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は25万3,000円、申立期間②は24万3,000円、申立期間③は3万1,000円、申立期間④は3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は17万5,000円、申立期間②は18万5,000円、申立期間③は2万5,000円、申立期間④は1万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月5日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は18万円、申立期間②は19万円、申立期間③は25万円、申立期間④は19万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は17万5,000円、申立期間②は18万5,000円、申立期間③は2万5,000円、申立期間④は1万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は17万5,000円、申立期間②は18万5,000円、申立期間③は2万5,000円、申立期間④は1万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は21万4,000円、申立期間②は19万5,000円、申立期間③は3万1,000円、申立期間④は2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月5日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は22万円、申立期間②は20万円、申立期間③は31万円、申立期間④は22万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は21万4,000円、申立期間②は19万5,000円、申立期間③は3万1,000円、申立期間④は2万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は21万4,000円、申立期間②は19万5,000円、申立期間③は3万1,000円、申立期間④は2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は23万4,000円、申立期間②は21万4,000円、申立期間③は3万円、申立期間④は3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月5日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は24万円、申立期間②は22万円、申立期間③は30万円、申立期間④は33万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は23万4,000円、申立期間②は21万4,000円、申立期間③は3万円、申立期間④は3万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は23万4,000円、申立期間②は21万4,000円、申立期間③は3万円、申立期間④は3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は23万4,000円、申立期間②は20万4,000円、申立期間③は3万円、申立期間④は2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月5日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は24万円、申立期間②は21万円、申立期間③は30万円、申立期間④は24万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は23万4,000円、申立期間②は20万4,000円、申立期間③は3万円、申立期間④は2万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は23万4,000円、申立期間②は20万4,000円、申立期間③は3万円、申立期間④は2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は23万4,000円、申立期間②は18万5,000円、申立期間③は2万8,000円、申立期間④は2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月5日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は24万円、申立期間②は19万円、申立期間③は28万円、申立期間④は24万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は23万4,000円、申立期間②は18万5,000円、申立期間③は2万8,000円、申立期間④は2万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は23万4,000円、申立期間②は18万5,000円、申立期間③は2万8,000円、申立期間④は2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は22万4,000円、申立期間②は17万5,000円、申立期間③は2万8,000円、申立期間④は2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月5日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は23万円、申立期間②は18万円、申立期間③は28万円、申立期間④は24万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は22万4,000円、申立期間②は17万5,000円、申立期間③は2万8,000円、申立期間④は2万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は22万4,000円、申立期間②は17万5,000円、申立期間③は2万8,000円、申立期間④は2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は25万3,000円、申立期間②は21万4,000円、申立期間③は2万8,000円、申立期間④は2万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月5日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は26万円、申立期間②は22万円、申立期間③は28万円、申立期間④は27万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は25万3,000円、申立期間②は21万4,000円、申立期間③は2万8,000円、申立期間④は2万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は25万3,000円、申立期間②は21万4,000円、申立期間③は2万8,000円、申立期間④は2万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は19万5,000円、申立期間②は18万5,000円、申立期間③は2万8,000円、申立期間④は2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月5日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は20万円、申立期間②は19万円、申立期間③は28万5,000円、申立期間④は24万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は19万5,000円、申立期間②は18万5,000円、申立期間③は2万8,000円、申立期間④は2万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は19万5,000円、申立期間②は18万5,000円、申立期間③は2万8,000円、申立期間④は2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は17万5,000円、申立期間②は17万5,000円、申立期間③は2万5,000円、申立期間④は2万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月5日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は18万円、申立期間②は18万円、申立期間③は25万円、申立期間④は21万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は17万5,000円、申立期間②は17万5,000円、申立期間③は2万5,000円、申立期間④は2万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は17万5,000円、申立期間②は17万5,000円、申立期間③は2万5,000円、申立期間④は2万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は19万5,000円、申立期間②は17万5,000円、申立期間③は2万7,000円、申立期間④は2万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月5日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は20万円、申立期間②は18万円、申立期間③は27万5,000円、申立期間④は27万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は19万5,000円、申立期間②は17万5,000円、申立期間③は2万7,000円、申立期間④は2万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は19万5,000円、申立期間②は17万5,000円、申立期間③は2万7,000円、申立期間④は2万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は18万5,000円、申立期間②は17万5,000円、申立期間③は3万円、申立期間④は2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月6日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は19万円、申立期間②は18万円、申立期間③は30万円、申立期間④は20万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は18万5,000円、申立期間②は17万5,000円、申立期間③は3万円、申立期間④は2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は18万5,000円、申立期間②は17万5,000円、申立期間③は3万円、申立期間④は2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は18万5,000円、申立期間②は17万5,000円、申立期間③は3万円、申立期間④は2万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月6日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は19万円、申立期間②は18万円、申立期間③は30万円、申立期間④は23万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は18万5,000円、申立期間②は17万5,000円、申立期間③は3万円、申立期間④は2万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は18万5,000円、申立期間②は17万5,000円、申立期間③は3万円、申立期間④は2万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は14万6,000円、申立期間②は16万5,000円、申立期間③は2万7,000円、申立期間④は1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月6日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は15万円、申立期間②は17万円、申立期間③は27万5,000円、申立期間④は16万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は14万6,000円、申立期間②は16万5,000円、申立期間③は2万7,000円、申立期間④は1万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は14万6,000円、申立期間②は16万5,000円、申立期間③は2万7,000円、申立期間④は1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は14万6,000円、申立期間②は14万6,000円、申立期間③は2万8,000円、申立期間④は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月6日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は15万円、申立期間②は15万円、申立期間③は28万円、申立期間④は18万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は14万6,000円、申立期間②は14万6,000円、申立期間③は2万8,000円、申立期間④は1万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は14万6,000円、申立期間②は14万6,000円、申立期間③は2万8,000円、申立期間④は1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は9万7,000円、申立期間②は14万6,000円、申立期間③は2万7,000円、申立期間④は1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和59年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月6日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は10万円、申立期間②は15万円、申立期間③は27万5,000円、申立期間④は16万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は9万7,000円、申立期間②は14万6,000円、申立期間③は2万7,000円、申立期間④は1万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は9万7,000円、申立期間②は14万6,000円、申立期間③は2万7,000円、申立期間④は1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は11万7,000円、申立期間②は14万6,000円、申立期間③は2万7,000円、申立期間④は1万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月6日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は12万円、申立期間②は15万円、申立期間③は27万円、申立期間④は15万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は11万7,000円、申立期間②は14万6,000円、申立期間③は2万7,000円、申立期間④は1万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は11万7,000円、申立期間②は14万6,000円、申立期間③は2万7,000円、申立期間④は1万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は24万3,000円、申立期間②は23万4,000円、申立期間③は3万円、申立期間④は3万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月6日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は25万円、申立期間②は24万円、申立期間③は30万円、申立期間④は35万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は24万3,000円、申立期間②は23万4,000円、申立期間③は3万円、申立期間④は3万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は24万3,000円、申立期間②は23万4,000円、申立期間③は3万円、申立期間④は3万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は14万6,000円、申立期間②は19万5,000円、申立期間③は2万6,000円、申立期間④は2万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月6日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は15万円、申立期間②は20万円、申立期間③は26万円、申立期間④は25万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は14万6,000円、申立期間②は19万5,000円、申立期間③は2万6,000円、申立期間④は2万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は14万6,000円、申立期間②は19万5,000円、申立期間③は2万6,000円、申立期間④は2万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は9万7,000円、申立期間②は16万5,000円、申立期間③は1万5,000円、申立期間④は1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月6日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は10万円、申立期間②は17万円、申立期間③は15万円、申立期間④は10万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は9万7,000円、申立期間②は16万5,000円、申立期間③は1万5,000円、申立期間④は1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は9万7,000円、申立期間②は16万5,000円、申立期間③は1万5,000円、申立期間④は1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は7万8,000円、申立期間②は16万5,000円、申立期間③は2万円、申立期間④は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月6日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は8万円、申立期間②は17万円、申立期間③は20万円、申立期間④は12万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は7万8,000円、申立期間②は16万5,000円、申立期間③は2万円、申立期間④は1万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は7万8,000円、申立期間②は16万5,000円、申立期間③は2万円、申立期間④は1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は7万8,000円、申立期間②は16万5,000円、申立期間③は2万円、申立期間④は1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月7日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は8万円、申立期間②は17万円、申立期間③は20万円、申立期間④は10万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は7万8,000円、申立期間②は16万5,000円、申立期間③は2万円、申立期間④は1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は7万8,000円、申立期間②は16万5,000円、申立期間③は2万円、申立期間④は1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は7万8,000円、申立期間②は16万5,000円、申立期間③は2万2,000円、申立期間④は1万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月7日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は8万円、申立期間②は17万円、申立期間③は22万円、申立期間④は15万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は7万8,000円、申立期間②は16万5,000円、申立期間③は2万2,000円、申立期間④は1万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は7万8,000円、申立期間②は16万5,000円、申立期間③は2万2,000円、申立期間④は1万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は9,000円、申立期間②は4万8,000円、申立期間③は2万円、申立期間④は1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月7日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は1万円、申立期間②は5万円、申立期間③は20万円、申立期間④は10万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は9,000円、申立期間②は4万8,000円、申立期間③は2万円、申立期間④は1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は9,000円、申立期間②は4万8,000円、申立期間③は2万円、申立期間④は1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は9,000円、申立期間②は4万8,000円、申立期間③は1万6,000円、申立期間④は1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月7日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は1万円、申立期間②は5万円、申立期間③は16万円、申立期間④は10万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は9,000円、申立期間②は4万8,000円、申立期間③は1万6,000円、申立期間④は1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は9,000円、申立期間②は4万8,000円、申立期間③は1万6,000円、申立期間④は1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は9,000円、申立期間②は5万円、申立期間③は1万5,000円、申立期間④は1万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日  
④ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月7日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は1万円、申立期間②は5万2,000円、申立期間③は15万円、申立期間④は15万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は9,000円、申立期間②は5万円、申立期間③は1万5,000円、申立期間④は1万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は9,000円、申立期間②は5万円、申立期間③は1万5,000円、申立期間④は1万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は1万9,000円、申立期間②は1万5,000円、申立期間③は1万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月10日  
② 平成19年12月20日  
③ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から③までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月7日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は2万円、申立期間②は15万円、申立期間③は11万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は

1万9,000円、申立期間②は1万5,000円、申立期間③は1万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は1万9,000円、申立期間②は1万5,000円、申立期間③は1万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は1万9,000円、申立期間②は1万5,000円、申立期間③は1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月10日  
② 平成19年12月20日  
③ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から③までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月7日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は2万円、申立期間②は15万円、申立期間③は10万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は

1万9,000円、申立期間②は1万5,000円、申立期間③は1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は1万9,000円、申立期間②は1万5,000円、申立期間③は1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は1万9,000円、申立期間②は1万円、申立期間③は1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月10日  
② 平成19年12月20日  
③ 平成20年3月31日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から③までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月7日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は2万円、申立期間②は10万円、申立期間③は10万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は

1万9,000円、申立期間②は1万円、申立期間③は1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は1万9,000円、申立期間②は1万円、申立期間③は1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 62 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 3 月 31 日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日に1万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定するこ

ととなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を1万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日に2万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、1万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定するこ

ととなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、1万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は32万2,000円、申立期間②は26万6,000円、申立期間③は35万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日

申立期間①はA社（現在は、B社）から、申立期間②及び③はC社から支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額を年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月22日、同月27日及び23年3月30日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は33万円、申立期間②は28万円、申立期間③は38万5,000円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は

32万2,000円、申立期間②は26万6,000円、申立期間③は35万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は32万2,000円、申立期間②は26万6,000円、申立期間③は35万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は11万7,000円、申立期間②は14万2,000円、申立期間③は13万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日

申立期間①はA社（現在は、B社）から、申立期間②及び③はC社から支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額を年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月22日、同月27日及び23年3月30日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は12万円、申立期間②は15万円、申立期間③は15万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は

11万7,000円、申立期間②は14万2,000円、申立期間③は13万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は11万7,000円、申立期間②は14万2,000円、申立期間③は13万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は22万4,000円、申立期間②は19万円、申立期間③は20万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月20日

申立期間①はA社（現在は、B社）から、申立期間②及び③はC社から支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額を年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年3月31日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は23万円、申立期間②は20万円、申立期間③は22万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は

22万4,000円、申立期間②は19万円、申立期間③は20万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は22万4,000円、申立期間②は19万円、申立期間③は20万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は42万8,000円、申立期間②は27万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月10日  
② 平成19年12月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年3月31日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は45万円、申立期間②は30万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は42万8,000円、申立期間②は27万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金

保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 42 万 8,000 円、申立期間②は 27 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は66万6,000円、申立期間②は32万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月10日  
② 平成19年12月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年3月31日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は70万円、申立期間②は35万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は66万6,000円、申立期間②は32万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金

保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 66 万 6,000 円、申立期間②は 32 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は51万3,000円、申立期間②は35万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月10日  
② 平成19年12月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年3月31日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は54万円、申立期間②は38万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は51万3,000円、申立期間②は35万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金

保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 51 万 3,000 円、申立期間②は 35 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は47万5,000円、申立期間②は32万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月10日  
② 平成19年12月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年3月31日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は50万円、申立期間②は35万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は47万5,000円、申立期間②は32万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金

保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 47 万 5,000 円、申立期間②は 32 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は65万6,000円、申立期間②は40万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月10日  
② 平成19年12月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年3月31日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は69万円、申立期間②は44万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は65万6,000円、申立期間②は40万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金

保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 65 万 6,000 円、申立期間②は 40 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は39万9,000円、申立期間②は18万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月10日  
② 平成19年12月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年3月31日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は42万円、申立期間②は20万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は39万9,000円、申立期間②は18万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金

保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 39 万 9,000 円、申立期間②は 18 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は85万6,000円、申立期間②は39万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月10日  
② 平成19年12月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年3月31日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は90万円、申立期間②は43万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は85万6,000円、申立期間②は39万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金

保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 85 万 6,000 円、申立期間②は 39 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は53万2,000円、申立期間②は27万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月10日  
② 平成19年12月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年3月31日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は56万円、申立期間②は30万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は53万2,000円、申立期間②は27万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金

保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 53 万 2,000 円、申立期間②は 27 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は41万8,000円、申立期間②は16万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月10日  
② 平成19年12月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年3月31日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は44万円、申立期間②は18万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は41万8,000円、申立期間②は16万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金

保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 41 万 8,000 円、申立期間②は 16 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は48万5,000円、申立期間②は23万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月10日  
② 平成19年12月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年3月31日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は51万円、申立期間②は25万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は48万5,000円、申立期間②は23万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金

保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 48 万 5,000 円、申立期間②は 23 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は39万9,000円、申立期間②は19万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月10日  
② 平成19年12月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年3月31日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は42万円、申立期間②は21万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は39万9,000円、申立期間②は19万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金

保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 39 万 9,000 円、申立期間②は 19 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は59万9,000円、申立期間②は27万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月10日  
② 平成19年12月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年3月31日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は63万円、申立期間②は30万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は59万9,000円、申立期間②は27万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金

保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 59 万 9,000 円、申立期間②は 27 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は42万8,000円、申立期間②は21万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月10日  
② 平成19年12月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年3月31日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は45万円、申立期間②は23万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は42万8,000円、申立期間②は21万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金

保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 42 万 8,000 円、申立期間②は 21 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は32万3,000円、申立期間②は19万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月10日  
② 平成19年12月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年3月31日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は34万円、申立期間②は21万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は32万3,000円、申立期間②は19万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金

保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 32 万 3,000 円、申立期間②は 19 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は59万円、申立期間②は29万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 8 月 10 日  
② 平成 19 年 12 月 20 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年3月31日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は62万円、申立期間②は32万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は59万円、申立期間②は29万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 59 万円、申立期間②は 29 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は50万4,000円、申立期間②は20万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月10日  
② 平成19年12月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年3月31日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は53万円、申立期間②は22万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は50万4,000円、申立期間②は20万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金

保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 50 万 4,000 円、申立期間②は 20 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は41万8,000円、申立期間②は18万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月10日  
② 平成19年12月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年3月31日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は44万円、申立期間②は20万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は41万8,000円、申立期間②は18万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金

保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 41 万 8,000 円、申立期間②は 18 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は52万3,000円、申立期間②は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月10日  
② 平成19年12月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年3月31日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は55万円、申立期間②は27万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は52万3,000円、申立期間②は25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 52 万 3,000 円、申立期間②は 25 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は40万9,000円、申立期間②は13万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月10日  
② 平成19年12月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年3月31日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は43万円、申立期間②は15万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は40万9,000円、申立期間②は13万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金

保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 40 万 9,000 円、申立期間②は 13 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は39万円、申立期間②は18万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月10日  
② 平成19年12月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年3月31日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は41万円、申立期間②は20万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は39万円、申立期間②は18万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 39 万円、申立期間②は 18 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は40万9,000円、申立期間②は15万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月10日  
② 平成19年12月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年3月31日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は43万円、申立期間②は17万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は40万9,000円、申立期間②は15万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金

保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 40 万 9,000 円、申立期間②は 15 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成23年3月31日に1万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定するこ

ととなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 熊本国民年金 事案 697 (事案 613 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 2 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月から同年 12 月まで

結婚して、A町に転居し、昭和 51 年 2 月頃に役場で国民年金の加入手続を行って保険料を毎月納付していた。夫が、B市に転勤になったので、7 か月ぐらいで転居したが、転居の際に役場で国民年金の納付のことを相談に行ったときに、役場の窓口で領収書を預かって手続すると言われ、領収書は返却してもらっていない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、申立期間当時にA町役場が発行した納付カードを提示して、国民年金の記録を訂正するよう再度申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の資格取得日等調査により、昭和 52 年 1 月頃に任意加入として払い出されていることが推認され、その時点では、申立期間の全部が未加入期間により納付できない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 2 月 2 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、申立期間当時に役場で納付したとする領収書の大きさについての説明や、領収の印に個人印を押していたとする受領印欄を線引きして作図した納付カードらしきものを提示して、申立期間当時、保険料を納付した際に押印してもらっていたと主張している。

しかしながら、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年

1月頃に払い出されており、その時点では、申立期間の全部が未加入期間であり保険料を納付できない期間である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も無く、また、A町の回答では、本来、納付カードは被保険者が保管して集金人が保険料を徴収したときに集金人の個人印を受領欄に押印するものであり、役場で保険料を徴収したときに担当者の個人印を使用することは無かったと回答していることから、申立人の主張に不自然な点が見られ、これは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月1日から57年4月1日まで  
昭和50年6月20日からA事業所（現在は、B事業所）に勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録を確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA事業所に非常勤のC職として勤務していたことは、同事業所の人事記録及び在職証明書により確認できる。

しかしながら、A事業所において、申立期間当時に申立人と同様に非常勤のC職として勤務していた同僚の中にも、勤務開始時期よりも厚生年金保険被保険者資格取得時期が遅い者がみられ、同事業所が採用と同時に全ての非常勤職員を厚生年金保険に加入させていた状況はうかがえない。

また、A事業所は、申立期間における従業員の厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納付した際の内訳資料を保管しており、この資料には厚生年金保険に加入させていた職員の氏名及び保険料額が記載されているが、この中に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月 5 日から 61 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 61 年 12 月 1 日から 63 年 1 月 1 日まで

申立期間①はA社に営業所長として勤務し、40万円の給与であり、申立期間②はB社（現在は、C社）D支社に勤務し、20万円の給与であった。年金記録と実際の給与の額は相違しているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、A社における標準報酬月額が実際の総支給額より低く記録されていると申し立てている。

しかしながら、申立人は、控除された厚生年金保険料額を確認できる資料を保管しておらず、A社は、平成元年7月31日に適用事業所ではなくなっており、申立人がオンライン記録にある標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できない上、同社の元役員も当時の給与に関して記憶は定かではないと回答している。

また、申立期間当時、A社で申立人と同じ営業所長であったと思われる複数の同僚からも、申立人の標準報酬月額に関する証言は得られない。

さらに、当該同僚の資格取得時の標準報酬月額を調査したところ、複数の同僚の標準報酬月額が申立人と同じ金額であることが確認でき、その後の定時決定においても金額が変わらない同僚が複数見られることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立人は、申立期間②について、B社D支社における標準報酬月額が実際の総支給額より低く記録されていると申し立てている。

しかしながら、C社が保管する申立人に係る記録の資格取得時及び昭和62年10月の定時決定における標準報酬月額はオンライン記録と同じ金額が記載されており、記載されている保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に相当する金額と一致している上、同社は、「資格取得時には、本人の経歴、年齢、経験年数等を考慮して標準報酬月額が定められており、定時決定においては、法律に基づいて行っていた。」と回答している。

また、申立期間当時、B社D支社に勤務していた同僚からも申立人の標準報酬月額に関する証言は得られず、同僚の標準報酬月額について調査した結果、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。